第四十八条中第十五項を第十六項とし、第十四項を第十五項とし、同条第十三項中「準住居地域」の下に「、田園住居地域」を加え、「別表第二(わ)項」を「別表第二(か)項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「別表第二(を)項」を「別表第二(わ)項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「別表第二(る)項」を「別表第二(を)項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「別表第二(ぬ)項」を「別表第二(る)項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「別表第二(り)項」を「別表第二(ぬ)項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「別表第二(ち)項」を「別表第二(り)項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　田園住居地域内においては、別表第二(ち)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が農業の利便及び田園住居地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

第四十九条中「第十二項」を「第十三項」に改める。

第五十二条第一項第一号及び第二項第一号中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

第五十三条の見出し及び同条第一項中「建べい率」を「建蔽率」に改め、同項第一号中「第二種中高層住居専用地域」の下に「、田園住居地域」を加え、同条第二項、第三項第一号、第四項及び第五項第一号中「建べい率」を「建蔽率」に改める。

第五十四条の見出しを「(第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離)」に改め、同条第一項中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

第五十五条の見出しを「(第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度)」に改め、同条第一項及び第二項中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

第五十六条第一項第三号中「若しくは第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域若しくは田園住居地域」に、「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改め、同条第七項第三号中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

第五十七条の五第一項及び第二項中「建べい率」を「建蔽率」に改める。

第五十九条第一項中「建べい率」を「建蔽率」に改め、同項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「コンクリートブロック造」を「コンクリートブロック造」に改める。

第五十九条の二第一項及び第六十条の二第一項中「建べい率」を「建蔽率」に改める。

第六十条の三第三項及び第六十八条の二第五項中「第十二項」を「第十三項」に改める。

第六十八条の三第二項中「建べい率」を「建蔽率」に改め、同条第六項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十項」を「第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同条第七項中「別表第二(か)項」を「別表第二(わ)項」に、「第十一項及び第十三項」を「第十二項及び第十四項」に改め、同条第八項中「第十一項及び第十三項」を「第十二項及び第十四項」に、「第十三項中」を「第十四項中」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同条第九項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十項」を「第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改める。

第六十八条の五の三第一項第一号ロ、第六十八条の五の六（見出しを含む。）、第六十八条の八並びに第八十六条第三項及び第四項中「建べい率」を「建蔽率」に改める。

第八十六条の二第二項中「建べい率」を「建蔽率」に改め、同条第三項中「建べい率」を「建蔽率」に、「に前条第三項」を「に同条第三項」に改める。

第八十六条の五第三項中「建べい率」を「建蔽率」に改める。

第八十六条の六第一項中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に、「建べい率」を「建蔽率」に改め、同条第二項中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

第八十六条の七第一項中「第十三項」を「第十四項」に改める。

第八十七条第二項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第三項中「第十三項まで若しくは」を「第十四項まで若しくは」に改め、同項第三号中「第十三項」を「第十四項」に改める。

第八十八条第二項中「第四十八条第一項から第十三項まで」を「第四十八条第一項から第十四項まで」に改める。

第百一条第一項第五号、第十号及び第十一号中「第十三項」を「第十四項」に改める。

別表第二に項第一号中「(ち)項第二号」を「(り)項第二号」に改め、同表(と)項第一号中「(ち)項」を「(り)項」に改め、同項第四号中「(ぬ)項第一号(一)」を「(る)項第一号(一)」に、「(り)項第四号及び(ぬ)項第二号」を「(ぬ)項第四号及び(る)項第二号」に改め、同表(わ)項を同表(か)項とし、同表(を)項第一号中「(る)項」を「(を)項」に改め、同項を同表(わ)項とし、同表(る)項第一号中「(ぬ)項第三号」を「(る)項第三号」に改め、同項を同表(を)項とし、同表(ぬ)項第一号(一)中「玩具(がん)煙火」を「玩具煙火」に改め、同号(三)中「マツチ」を「マッチ」に改め、同号(十三)中「苛性(か)カリ、苛性ソーダ」を「苛性カリ、苛性ソーダ」に、「せんたくソーダ」を「洗濯ソーダ」に、「シヤン化合物」を「シアン化合物」に、「酢酸(さく)」を「酢酸」に改め、同号(二十)及び(二十一)中「アスファルト」を「アスファルト」に改め、同号(二十三)中「五十リットルをこえない」を「五十リットルを超えない」に、「かま」を「窯」に改め、同号(二十五)中「孔埋作業」を「孔埋(あな)作業」に改め、同号(二十七)中「四キロワットをこえる」を「四キロワットを超える」に改め、同号(二十九)中「はいせつ物」を「排せつ物」に改め、同項を同表(る)項とし、同表(り)項第一号中「(ぬ)項第一号」を「(る)項第一号」に改め、同項第二号中「こえる」を「超える」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項第三号(一)中「玩具(がん)煙火」を「玩具煙火」に改め、同号(二)中「三十リットル」を「三十リットル」に改め、同号(六)中「〇・七五キロワットをこえる」を「〇・七五キロワットを超える」に改め、同号(十二)中「きば、ひずめ」を「牙、ひづめ」に、「貝がら」を「貝殻」に、「乾燥研磨(ま)」を「乾燥研磨」に、「研磨機」を「研磨機」に改め、同号(十三の二)中「レデイミクストコンクリート」を「レディーミクストコンクリート」に、「二・五キロワットをこえる」を「二・五キロワットを超える」に改め、同号(十五)中「五十リットルをこえない」を「五十リットルを超えない」に、「かま」を「窯」に改め、同号(十七の四)中「ドラムかん」を「ドラム缶」に改め、同号(十九)中「四キロワット」を「四キロワット」に改め、同項を同表(ぬ)項とし、同表(ち)項第一号中「(り)項」を「(ぬ)項」に改め、同項を同表(り)項とし、同表(と)項の次に次のように加える。

一	(い)項第一号から第九号までに掲げるもの
二	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの（政令で定めるものを除く。）
三	農業の生産資材の貯蔵に供するもの